

フランスの都市のリスク管理政策としての 参入政策のパラダイム転換

大家 亮子

はじめに 都市のありかたの変容

近年、EU 諸国の都市のありかたを観察するといくつかの変容がみられる。

1つ目の変化は、持続可能なまちづくりへの転換である。まちづくりは、建物建設やインフラ整備を急ぎ国づくりを進める「成長型社会」対応から、地球環境維持を前提とし経済と社会システムと自然の間の均衡ある発展、すなわち『持続可能な発展』サステイナブル・ディベロップメントを念頭に置きながら今ある街をコンバートしていく「成熟型社会」対応へとかわりつつある。まちづくりの基調が、「公共事業」の領域から「暮らし」の領域へとシフトしてきているのである。そして、少子高齢化が進み人口減少を経験する EU 諸国の幾つかの国では、理想的な「縮小の時代」のシナリオをどう描くかが模索されはじめている。

2つ目の変化は、地域活性化に向けた産業政策および雇用政策の取り組みの積極化である。特に衰退地域を含む大中小都市では、地域産業の振興に力をそそぎ多様な産業プロジェクトの創造に力を貸している。しかし、全国レベルでは景気変動や恒常的に続く産業構造転換に起因する失業問題が課題となっている。都市行政では、景気変動や産業構造転換があるということを許容し、産業クラスターの形成などの戦略的な産業政策とともに、産業構造転換によって生まれる新産業に地域の労働力が適合できるような調整機能を盛り込んだ雇用政

策を展開し、地域活性化にむけた産業政策と雇用政策の連携がうまれている。

3つ目の変化は、「暮らしのセーフティーネット」の制度の再構築である。先進国の都市行政で失業問題が避けて通れないものである以上、都市のリスク管理政策のひとつとして失業問題から派生する生活保障のための政策は重要である。EU 諸国の都市政策では、競争 competitiveness 原理に大きく傾倒しがちな社会システムの現状に対して、均衡の取れた社会づくりを標榜して対概念としての社会的統合 cohésion social¹⁾ が同時に求められはじめている。フランスでは、「暮らしのセーフティーネット」など生活困窮リスク対応の政策を、連帯政策と呼んでいる。都市行政では、しばしば連帯予算と防犯予算はトレードオフの関係にあるといわれ、連帯予算が大幅に削減され市民の「暮らしのセーフティーネット」が不安定な状態に陥ると、逆に街のなかでバンダリズムなど破壊行為が増え防犯コストが膨れ上がるという調査結果が EU 諸国だけではなくアメリカの複数の都市の事例からも報告されている。EU 加盟国間で財政赤字を国内総生産の3%以下に抑える「安定成長協定」が結ばれ、厳しい緊縮財政の中でフランスでも国と地方が福祉予算の中の連帯予算、「暮らしのセーフティーネット」予算をどこまで許容していいのか、多くの議論がされてきているが今後も各方面からの活発な議論が続くと考えられる。

1. 本考察の目的

本稿の議論の中心となる参入政策は、「はじめに」の都市のありかたの変容で述べた、特に2点目の変化と3点目の変化との関係の上に展開されている。わが国では経済が危機に瀕するという状況になかったため幸運にも参入政策の政策ツールが十分に確立されていないが、経年変化の中で構造的な不況、循環的な不況に見舞われる可能性があり、従って都市行政の中では失業問題があることを是認し、産業政策・雇用政策・福祉政策との関係のうえに、積極的な参入政策を構築しておくことが都市のリスク管理政策の点から必要かつ現実的であると認識される。

フランスでは、1980年代後半の失業問題の深刻化によって、都市のリスク管理政策のひとつである参入政策の制度構築をおこなう必要性に見舞われた。フランスの都市行政では、産業政策、雇用政策、福祉政策、とこれまで個々に独立していた政策群が横断的なネットワークの上に政策的協調が図られるよう

になり、単純な産業政策と福祉政策の対立というような構図は塗り替えられつつあり、参入政策自体も、産業政策、雇用政策、福祉政策の一連のフローの中に位置づけられている。ここでは、わが国では馴染みが薄い EU 諸国の都市行政でリスク管理政策としての参入政策、とりわけ地方分権化が進行中のフランスにおける参入政策に着目し、その変容を通じて近年の政策パラダイムの転換を考察したい。

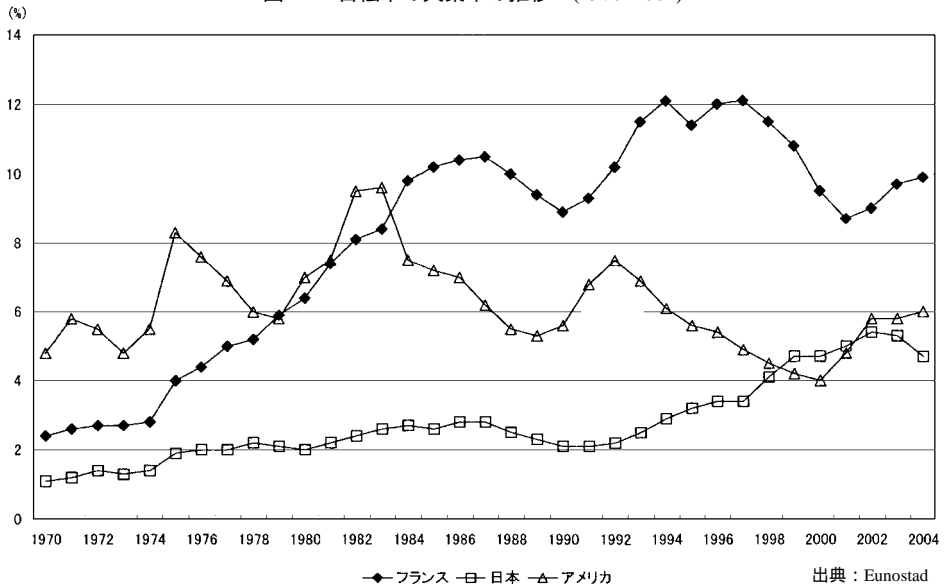
2. 失業と参入政策

2.1. 失業率の推移の日仏比較

1970年から2004年までの日仏の失業率の推移を見てみたい(図1)。日本では、失業率は1990年以降2002年までわずかずつだが伸びる傾向が続き、2003年以降にすこし下降に転じ2004年現在は4.7%の水準にある。

一方、フランスでは失業率は1970年当初2%台だったが、1973年のオイルショック直後から1987年までの間に非常に高い伸び率を示し、1985年に10%ラインを超える。1994年、1997年の2時点で最高12.1%を記録しその後の推移を経て2004年現在9.9%の水準にある。フランスでは、失業率が1974年から1987年までの10年余りの間に急激に伸び、これを受けて国として対策を講

図1 日仏米の失業率の推移 (1970-2004)



じることが急務となり、後に述べる参入政策、参入最低所得 RMI 創設につながっている。

2.2. 参入政策 参入最低所得 RMI

フランスでは、「暮らしのセーフティーネット」は、社会保障制度の中の社会的ミニマム Minima Sociaux²⁾ の給付によって保障される。全世帯の約 12% が受給している。社会的ミニマムの特徴は、身障者・寡婦・単親世帯等、世帯属性別に給付される点にあるが、唯一参入政策のプログラムである参入最低所得 RMI だけが世帯属性に関係なく生活困窮（所得水準）を理由に受給する給付である。

参入最低所得 RMI 制度は、金銭的給付によって「暮らしのセーフティーネット」を保障し同時に就労支援をおこなう参入政策のプログラム体系である。所管省庁は、省庁再編で名称変更が日常茶飯事のフランスだが、現在は雇用社会統合住宅省 Ministère de l'Emploi, de la Cohésion Sociale, du Logement と健康連帯省 Ministère de la Santé et des Solidarités 2 省である。

3. 参入最低所得 RMI の概要

3.1. 位置づけ

参入最低所得 RMI の位置づけはつぎのようなものである。

フランスの社会保護 = 社会保険 + 公的扶助

フランスの社会保険 = 社会保障（年金・医療・家族給付）+ 失業補償

RMI は、日本の社会保障制度のあたる大枠の社会保護制度の中の、公的扶助の給付の一つとして位置づけられている。社会保護制度では、給付が 健康、老齢、家族、雇用、住宅、困窮の各リスク別に 6 つ用意されているが、その中の「困窮」リスク対応の給付である。

3.2. 特徴

【目的】社会的 / 職業的に再び社会に参入する道筋をつける。

【手段】最低所得保障（金銭給付）+ 参入プログラム

【受給資格】 25 歳以上（扶養家族がある場合はこのかぎりではない）、所得が RMI で定める最低所得以下

【性格】RMI の金銭給付は、デクレで定める最低所得と受給者の収入との差額を支給する逓減手当 (allocation differencielle) である。

【実績】2004年6月30日現在, RMI 受給者 1,041,021人, RMI 受給人口 1,996,084人, 受給率 3.4%³⁾

3.3. 実績

参入最低所得 RMI 受給率と失業率の間には高い相関がみられるが, ここでは RMI 受給の実態を受給者数で見ていきたい。RMI 受給者 (以下, RMIst という。) の数は, 多い順に県別にブッシュ・ド・ローヌ県 70,532人, ノール県 68,641人, パリ 57,762人となる。いずれも大きな産業集積を抱える大都市圏の県や国の基幹産業で栄えた都市を有する県である。例えば, 南仏のブッシュ・ド・ローヌ県はフランス第3の都市, マルセイユ市を擁し, 産業構造転換により近年伝統的な造船業等から IT 産業, 原子力産業への労働力の移動がみられる。また, ノール県は, フランス有数の工業都市リール市を抱えるが, リール市もかつて栄えた国の基幹産業が衰退し精密機械産業, 流通業等への労働力の移動が進んでいる。パリはイル・ド・フランス地方, パリ大都市圏の中心に位置し, 自動車産業, 航空機産業, 金融業, 流通業, 建設業, 金属加工業等の主要企業の生産拠点やオフィス等の業務機能も集まりフランス最大の産業集積がみられる。これら3つの県は, 特に産業構造転換の影響を大きく受けた地域を有し失業率が高いことから RMIst の数も多い。

4. 失業補償と RMI

4.1. 失業補償とは

失業補償は消極的雇用政策の代表例といわれる。ここでは, フランスの失業補償制度を整理し, 「第3の失業補償」とも呼ばれる RMI との関係を見てみたい。

フランスの失業補償制度には, 保険制度 Régime d'Assurance Chômage の保険給付と, 連帯制度 Régime de Solidarité の扶助給付がある (図 2)。代表的な保険給付は ARE: Allocation d'Aide au Retour à l'Emploi, また代表的な扶助給付は ASS: Allocation de Solidarité Spécifique である。前者は企業の労働契約に基づく労使折半の保険料の拠出による給付で日本の雇用保険にあたり, 全国

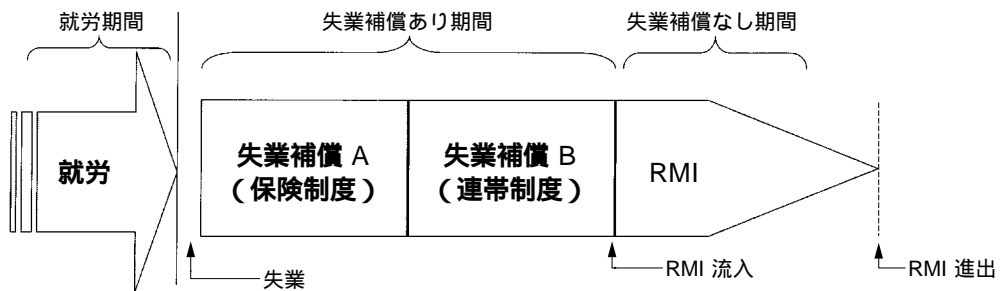
図 2 失業補償（保険制度と連帯制度）と RMI

失業補償 A 保険制度 *régime d'assurance* ... 保険給付

- Ex. 就業復帰支援手当 ARE: *Allocation d'Aide au Retour à l'Emploi*
 全国商工業雇用協会 UNEDIC の運営
 労使の拠出
 就労と拠出の実績

失業補償 B 連帯制度 *régime de solidarité* ... 扶助給付

- Ex. 特別連帯手当 ASS: *Allocation de Solidarité Spécifique*
 (参入手当 AI: *Allocation d'Insertion*)
 保険原理に基づかない
 国庫負担
 保険給付の権利の費消



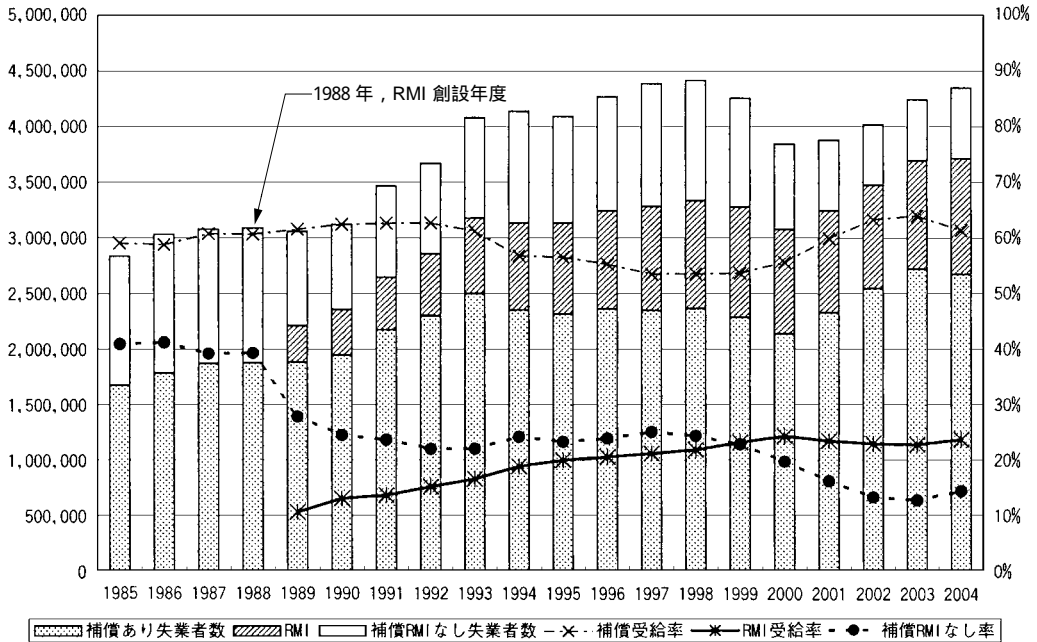
商工業雇用協会 UNEDIC: Union Nationale pour l'Emploi dans l'Industrie et le Commerce により運営され、就労・拠出期間と給与水準に応じて支払われる。保険給付の権利が費消すると扶助給付に移行する。扶助給付は無拠出型で税金でまかなわれる給付である。支給期間は6ヶ月が基本で最大2年まで更新可能である。以上のような制度のもとでは、失業補償である保険給付、扶助給付の権利を費消したあと、「暮らしのセーフティーネット」を保障するものはなかった。フランスの失業補償は失業率が高くなかった時代の産物で、1980年代の高い失業率の伸びという不測の事態に既存の失業補償制度では対応しきれなかった。

RMI はそうした状況の中、失業補償の権利を費消した困窮者に向けて、「暮らしのセーフティーネット」を保障する目的で創設された給付であるが、その性格は失業補償ではなく社会的ミニマムである。

4.2. RMI の効果

ここでは、失業者全体と「暮らしのセーフティーネット」がない失業補償を

図 3 失業補償および RMI 受給率の推移 (1985-2004)



UNEDIC 資料, “Demandeurs d’emploi indemnisés et non indemnisés” Caisse Nationale des Allocations Familiales, Direction des Statistiques, des Études et de la recherche 報告書 “Prestations légales Aides au logement Revenu minimum d’insertion au 30 juin 2004”より作成

受けていない失業者（以下、失業補償非受給者）の推移を追ひ、失業補償を受けていない失業者への RMI の効果を考察したい（図 3）⁴⁾。

フランスでは、失業者数は 1986 年に 300 万人を突破したあとも増え続け、はやくも 1993 年に 400 万人台を記録する。1998 年を境に減少に転じたが 2000 年以降は微増傾向にある。失業補償の補償率は、失業者数 400 万人となる 1993 年以降の 1990 年代、失業者数が増加していく局面ではその伸びに反応しきれず低下がみられたが、全期間を通じて 50% 台半ばから 60% 台半ばの水準を確保している。逆にいうと失業者の中で、失業補償を受けていない者が 50% 台半ばから 30% 台半ばで常に存在していたことになる。

ここで注目したいのは、1988 年の RMI の創設を境に、失業補償もない RMI もない人の割合、非生活補償率（図中の補償・RMI なし率）が改善された点である。RMI により、失業補償でカバーできない人のうちの一定部分に対して失業補償とは異なる生活補償すなわち社会的ミニマムという立場から「暮らしのセーフティーネット」が保障されることになり、カバー率の改善に貢献した。2004 年を見ると、失業補償受給率 61.5%、RMI 受給率 23.9%、合計の生

活補償率は85.4%である。失業補償・RMI非受給率は14.6%に抑えられている。RMIの効果で、非生活補償率がRMIがないと仮定した場合の38.5%から14.6%に引き下げられている。非生活補償率(補償RMIなし率)は1985年の40.9%から2004年の14.6%にまで下がっている。特に、1988年RMI制度創設の翌年、RMIの給付が開始された1989年には27.8%にまで下がり以降、非生活補償率の低下傾向が続いている。

4.3. RMIの課題

RMIは、失業者等の困窮者に生活保障をおこないできるだけ早期に労働市場に戻すための支援をおこなう参入政策 la Politique d'Insertion の代表例である。フランス等EU諸国の多くの国では、景気変動・産業構造転換に起因する失業問題は避けては通れないとの認識がある。都市行政の中で、予算面に着目すると6割を福祉予算が占め、衰退都市の事例では福祉予算のさらに6割がRMI等の参入政策に割かれるところもある。行政では、国をはじめ、地方、県、市町村の各レベルでRMIを所管する担当部署があり皮肉にも不可欠な政策になっている。RMIstは、金銭的給付等により「暮らしのセーフティーネット」を保障され同時に社会参入のためのプログラム参加が義務づけられ、最終的には職を得て自立、すなわち制度からの退出が期待されている。制度からの有効なサポート環境をまわりに構築することでできるだけ早い早期にRMI制度から退出してもらおうことが望まれている。

5. 参入政策のパラダイム転換

フランスの社会政策は、税制や社会保障の拠出金制度により富を国民の間で再配分する西欧型福祉国家の伝統があり、そうした政策によって社会の均衡がたもたれていた。しかしながら、近年経済市場がグローバル化し競争が激化する中、社会保障制度の財源ともなる企業に課せられる法人税率、社会保障の保険料率、特にフランスの場合保険料率の雇用主負担割合の高さが議論的となり、企業の国際競争力に少なからず影響をあたえていることがたびたび指摘されてきた⁵⁾。

現在、生活福祉を充実させ福祉国家のすがたをある程度保持しつつも、同時に企業の国際競争力を維持して経済を牽引していくような国のスタンスが模索

されている。同時に、福祉政策、雇用政策、産業政策がこれまでバラバラに展開されてきたのに対し、複数の政策の連携のすがたも同時に強く模索されるようになってきている。参入政策自体、福祉政策と雇用政策と産業政策を大きく結びつけるものへと変化している。ここでは、都市のリスク管理政策としての参入政策に着目し、近年観察される変容から政策パラダイム転換を見てみたい。

5.1. 公的扶助から自立支援へ

RMI の創設は「排除との闘いに関する基本法」(1988年12月1日法)に基づくが、最近、2003年にRMIの新たな性格を決定づける法律「RMIの地方分権化とRMAの創設に関する法律」(2003年11月25日法)が制定された。これは、RMIの地方分権化に関わる制度改正と、RMIと並行して存在することになる就労最低所得RMAの創設の根拠法である。

5.1.1. RMIの地方分権化

以前、RMIの財源は、「金銭給付」は国、「参入プログラム」は県(前年の国の当該県への金銭給付の17%相当額の調達義務)という役割分担があった。地方分権化が進み、現在では、「金銭給付」、「参入プログラム」とともに県が負担するよう変更された。国から県へ地方交付金 *dotation* が支給されるが、県が地方税収による独自財源も組み込みながら最終的な財政収支の帳尻をあわせる。

5.1.2. RMAの創設

参入最低所得RMIと並行して就労最低所得RMA: *Revenu Minimum d'Activité* が新規に創設された。

従来のRMIでは、労働を奨励する目的で助成雇用の対象者がいる。その場合、公企業や自治体は本人と労働契約をむすび法定最低賃金SMICを支払う。また、アルバイト的な小労働に対しては「利益供与」*intéressement* の制度があり、12ヶ月間の賃金とRMIの金銭給付の「併給」が認められている。

新しいRMAでは、市町村や公企業や民間非営利団体が本人と特別労働契約をむすび、当該機関はRMIstに代わって参入最低所得RMIを受け取り、RMIstには報酬である法定最低賃金SMICから参入最低所得RMIを差し引いた分を支払う。企業負担は、参入最低所得RMI分だけ軽減されたことになる。すなわち、RMAの意図は企業を法定最低賃金SMICの支払いから開放することで労働コストを軽減し、結果新たな雇用を創出することである。RMIstの7割が「扶助」対象だが3割に稼働所得があることに着目し、この層の「扶助」対象

から「自助」対象への移行を狙っている。8種類ある社会的ミニマムの中では RMI の給付の増加傾向が観察されているが、EU 諸国の財政赤字を国内総生産 3% 以下という制約もあり無制限に社会保障の給付額を増やすことはできず、しかしながら他の社会的ミニマムの給付は身障者・寡婦・単親世帯等、生活弱者という世帯属性の性格から給付削減の対象として適切ではない。唯一、社会的ミニマムの給付で RMI が、給付のシステムの効率性の検討対象になっている。

5.2. 積極的雇用政策の促進

一般的に失業問題に対処する方策としては、1) 労働需要全体を喚起する産業政策、2) 失業補償に代表される消極的雇用政策とともに、実際の就労につながる 3) 積極的雇用政策をより充実させる必要があるとの判断に基づいている。積極的雇用政策にはつぎのようなものがある。

- (1) 雇用局求職登録
- (2) 職業訓練
- (3) 雇用助成金
- (4) 起業支援助成
- (5) 社会保障の保険料の雇用主負担分の減免

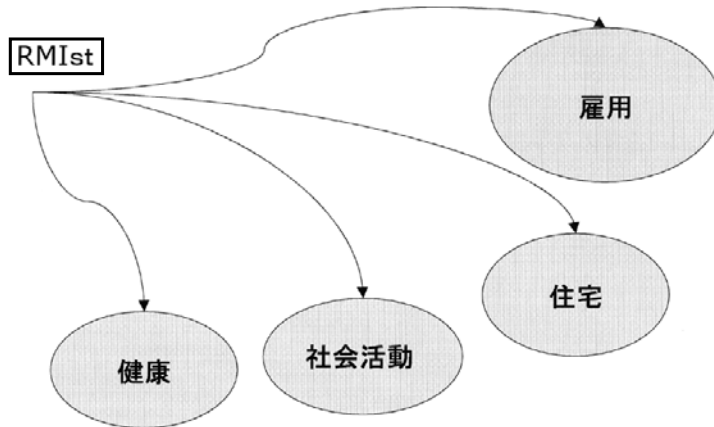
フランスの雇用政策は、経済省 *Ministère d'Economie* があつかう一般の雇用政策と雇用省 *Ministère de l'Emploi, du Travail et de la Cohésion sociale* があつかう困窮者向け雇用政策の 2 つに大別できるが、実際には両者の枠組みは共通のものが多い。

RMI と連動した積極的雇用政策の新しい動きとして「経済活動を通じての参入」スキーム *Insertion par l'activité économique* があげられる。地域活性化策でもある同スキームは、RMI の参入プログラムの 4 分野 [雇用分野・健康分野・住宅分野・社会活動分野] (図 4) の中の、雇用分野に焦点をあてたもので、雇用政策の実効性のある具体的プログラムを策定している。

同スキームでは、地域の多様な経済活動主体の困窮者の就労斡旋を、雇用局 ANPE の地域支部で一元的にとりまとめて管理し割り当てる。RMIst に就労機会を提供する経済活動主体には、社会保障の保険料の雇用主負担分の減免、国からの定額助成金等のメリットが用意される。

RMIst に就労機会を提供する経済活動主体として民間企業があるが、受け入

図 4 RMI の「参入プログラム」4つの分野



れ体制の整った参入企業 EI と参入臨時労働企業 ETTI を指定し RMIst との間で助成契約である就労最低所得 RMA: Revenu Minimum d'Activité の契約を結ぶ。例えば、参入企業 EI では最大 24 ヶ月の試験的採用をするがこうした臨時雇用を最終的に正規雇用につなげるのが目標である。

また、今回の「経済活動を通じての参入」では、営利セクターである民間企業のみならず、非営利セクターである民間非営利団体、地方公共団体、事業所等の受け入れ機関と RMIst の間の特別労働契約である将来契約 Contrat d'avenir の制度を創設し、特に民間非営利団体での受け入れ枠の拡大をねらった点が特徴である。成長が期待されている民間非営利団体での就労は企業での就労と比べ給与水準、正規雇用・臨時雇用別では見劣りするが就労ポスト数的には確保しやすい状況もある点に着目して雇用枠の拡大に大きな期待をかけている。

5.3. 経済特区での雇用創出

フランスには、都市再生のための包括的なプログラム体系、「都市の政策」Politique de la ville がある。「都市の政策」は、本来の広義の「都市政策」politiques urbaines とは区別されるが、「都市の政策」自体、物的計画、経済、社会、環境分野を包摂しオーソライズする幅広の政策体系をもつ。「都市の政策」は、1980 年代に都市活性化のための大統領直属の都市担当省が創設されて以来の省のリーディングプランである。大都市部、地方の地域活性化を狙うが、同プログラムは、全国の衰退地域の中から経済的・社会的指標から事業対象地区を選定し、地域の重点的かつ戦略的再生計画を策定するものである。同時に、特

に経済的側面からのテコ入れを受けて都市再生をねらう地区を重点地区として抽出し、特区制を導入することでさまざまな規制緩和によって地域の活性化に繋げるという野心的プランを併用する。

「都市振興契約法」(1996年11月14日法) la loi relative à la mise en oeuvre du pacte de relance pour la ville は、都市部を対象に、問題都市地区 ZUS: Zones Urbaines Sensibles、都市再活性化地区 ZRU: Zones de Redynamisation Urbaine、都市非課税地区 ZFU: Zones Franches Urbaines (以下、ZFU という。)の3種の経済特区を創設し、3層構成の上位集合のZFUに最も高い経済的インセンティブを与えた。ZUFでは、雇用創出・産業振興を目的に企業誘致のためのさまざまな措置を用意している。

ZFU 第1期(1997~2001)に続く第2期(2004~2008)の5箇年計画では全国85地区、人口140万人のエリアを対象とし、企業への優遇措置として「租税措置」(mesure d'exonération fiscale)と「社会保障費に関する措置」(mesure d'exonération sociale)を設けている。

「租税措置」には、つぎのようなものがある。

法人税(国税)...当初の5年間は100% 税額控除され、後の3年間は控除率60%、40%、20%が適用される。

職業税(地方税)...当初の5年間は100% 税額控除され、後の3年間は控除率60%、40%、20%が適用される。

「社会保障費に関する措置」には、つぎのようなものがある。

社会保障の保険料(雇用主負担分)...当初5年間は、RMIst等、失業者に対する法定最低賃金SMICの1.5倍以下の報酬の雇用に対しては、社会保障の保険料の雇用主負担金を免除する。

社会保障の保険料(自営業者拠出分)...当初5年間は、自営業者、企業経営者等を対象に、社会保障の保険料を、2004年は21,872€を上限として免除する。

上記の、経済特区の特徴は以下のようにまとめられる。

1) 税、社会保障の保険料の減免措置による企業立ち上げの初動期の経済的インセンティブ

5年間の時限的措置であるが、企業誘致には、初動期の経営が軌道に乗るまでの期間の税制優遇措置の減免効果は大きい。企業が雇用に際して負担する社会保障の保険料の雇用主負担分の減免措置については、フランスでは社

会保障の保険料の本人：雇用主比が1：2で企業負担が大きいため措置の恩恵は大きい。

2) 産業政策と雇用政策の連動，地域活性化の政策目標の中での RMIst 等の雇用創出

経済特区では，ZFU, ZRU, ZUS に居住する RMIst 等，失業者の雇用を奨励している。産業政策を地域活性化という政策目的，とりわけ雇用の促進に連動させている点が着目される。

まとめ

RMI 創設の意義は，EU 諸国の都市行政が失業問題を完璧には回避できない以上，「暮らしのセーフティーネット」の確保という点から認められるところである。

しかしながら，運用面では，RMI 受給者の微増傾向，RMI 長期滞留層の存在等による財政的コストの増大の問題等が指摘される。参入政策に回される「連帯」Solidarité 予算と防犯予算はトレードオフの関係にあるといわれ，連帯予算等の福祉予算の削減は「暮らしのセーフティーネット」をおびやかす都市の治安状況を極めて不安定な状況に導くものである。

よって，今後地方分権化が加速されるわが国においても，都市のリスク管理政策の一環として，都市行政の中での参入政策の位置づけを明らかにし実効性のある政策体系を構築することが重要であると考えられる。

今回，フランスの参入政策の考察を通じて得られた知見を以下にまとめる。参入政策のパラダイム転換として，2点の変化が観察された。

1点目は，参入政策の扶助主導型から自立支援主導型への転換である。

現状としてフランスの財政状況が厳しい中，RMI 受給の増大が指摘されている。RMI 制度は，「暮らしのセーフティーネット」の一時的措置として機能し RMIst が最終的に支援の手から離れること，「RMI 退出」を想定しているが，一方で簡単に抜け出せない RMIst がいることも認め，「RMI 滞留」を容認していた。しかし，近年長期失業等による RMI の滞留層（RMI の制度から退出できない長期失業者等）の増加傾向が観察された。これを受けて，行政サイドは RMI の臨時的措置としての役割を再確認し「RMI 滞留」を抑制する方向を模索し，登場したのが RMI・RMA の併設である。RMI 受給者の潜在的能力を

研修・訓練等の特に「雇用」に特化した参入プログラムにより引き出し、社会保障の公的扶助の対象者から正規就労の対象者への移行を政策転換としてRMIからRMI・RMAの併設への転換が行われたが、実施間もないことから運用に関するデータは出揃っていない。税金を投入する扶助の増加には国民のコンセンサスが得にくいので自助努力のRMAの方向に誘導したという消極的理解も可能だが、むしろRMistの潜在的能力の引き出しがどこまで達成できるのか、機会の創出という点からは評価されるものである。

政策の転換については、就労を見据えた具体的な参入政策がRMistの労働市場への回帰を可能にする実効性のあるものとなるかどうか今後の実績が問われる。

2点目は、参入政策の、福祉政策、雇用政策、産業政策との連動である。

衰退地域の再生を目的とするフランスの都市再生事業の課題は、物的・経済的・社会的計画に基づく地域活性化の実現と、困窮者の「暮らしのセーフティネット」と雇用の確保である。フランスでは、景気変動や産業構造転換から失業問題が顕在化しており、各都市の都市行政、特に衰退地域の都市行政では、困窮者の就労への誘導と雇用創出が必致で、そのために積極的雇用政策の拡充と経済特区制度の導入が図られている。具体的プログラムを出してきている積極的雇用政策は、RMistに現実の労働市場に適合できるよう競争力を付与し政策が実効性のあるものとなることを期待している。また、経済特区制度がねらうものは経済的インセンティブによる企業誘致戦略で、税制優遇等による規制緩和の効果は特に企業設立の初動期に大きいとされるが、一定枠の地域の困窮者の就労を前提とし、そこで最新分野の企業経営等に貢献できる労働力供給が可能となるかどうか鍵になる。

参入政策を、従来からの福祉政策、雇用政策、産業政策の一連の政策フローの中で捉え、都市管理政策の中でマイナス要因としてではなく地域活性化の目玉としてむしろ戦略的な政策として制度構築をし直している状況が伺えた。

参考文献

- [1] 原田純孝・大村謙二郎編(2004):『現代都市法の新展開 持続可能な都市発展と住民参加 ドイツ・フランス』, 東京大学社会科学研究所
- [2] 都留民子(2004):「フランスの参入最低所得(RMI)をめぐる議論」, 『月刊自治研究』
- [3] 伊奈川秀和(2000):『フランスに学ぶ社会保障改革』, 中央法規
- [4] 岡伸一(1999):「失業保険と雇用政策」, 『先進諸国の社会保障 フランス』, 東京大学出

フランスの都市のリスク管理政策としての参入政策のパラダイム転換

版会

- [5] 大家亮子 (2002) : 「暮らしの安定を導く雇用・自立支援ツール フランスの参入最低所得 RMI: Revenu Minimum d'Insertion 」, 『住宅着工統計』4月号, 国土交通省総合政策局
- [6] 大家亮子・佐谷和江・山重芳子 (2004) : 『フランスの都市政策の一環としての参入最低所得 RMI の役割 社会的ミニマムという給付制度と地域コミュニティ政策からみて 』, 財団法人第一住宅建設協会
- [7] Odile CHARRIER, Patricia CROUTTE (1992): “LES SORTIS DU RMI DANS LE VAL-DE-MARNE”, CREDOC
- [8] Ministère délégué à la ville (1999): “l'Economie et de l'Emploi, Reussir la ville solidaire”, Ministère délégué à la ville
- [9] Direction de la recherche des études de l'évaluation et des statistiques (2001): “Comptes de la protection sociale”, La documentation Française
- [10] Caisse Nationale des Allocations Familiales, Direction des Statistiques, des Etudes et de la Recherche (2004): “Prestations légales Aides au logement Revenu minimum d'insertion au 30 juin 2004”, CNAF
- [11] Ministère des Affaires sociales, du travail et de la solidarité, Ministère de la Santé, de la famille et des personnes handicapées (2002): “Dossiers solidarité et santé ,les revenus sociaux en 2001”, La documentation Française
- [12] Ministère de l'Équipement, des Transports et du Logement, Secrétariat d'État au Logement (1998): “LUTTE CONTRE LES EXCLUSIONS LOI D'ORIENTATION”, Ministère de l'Équipement, des Transports et du Logement
- [13] Ministère de l'Emploi et de la Solidarité (1997): “LES REVENUS SOCIAUX”, INSEE
- [14] Préfecture de la Région d'Ile-de-France (2001): “RECUIL STATISTIQUE RELATIF A LA PAUVRETE ET LA PRECARITE EN ILE-DE-FRANCE”, MIPES
- [15] Unedic, Direction des Affaires Juridiques (2002): “Europ' chômage Droit de l'indemnisation du chômage dans 7 Etats membres de l'Union européenne”, UNEDIC
- [16] Secrétariat général du gouvernement, Direction de la documentation française (1999): “Emploi et protection sociale”
- [17] Jean-Luc Outin (2002): “Lutte contre la pauvreté et politiques de solidarité Une mise en perspective”, *l'Etat de la France*, La Découverte
- [18] Caisse Nationale des Allocations Familiales (1991): “QUESTIONS SUR L'INSERTION DANS LE RMI, analyse des représentations et des pratiques”, CNAF
- [19] Ministère de l'Emploi, du Travail et de la Cohésion Sociale, Délégation Interministérielle à la ville (2004): “zones franches urbaines, une chance à saisir ensemble”, Ministère de l'Emploi, du Travail et de la Cohésion Sociale
- [20] Ministère délégué à la ville et à la rénovation urbaine (2002): “RAPPORT AU PARLEMENT, Bilan des Zones franches urbaines”, Ministère délégué à la rénovation urbaine

【補注】

- 1) Jean-Louis BORLOO 氏が 2004 年 3 月 31 日雇用労働社会的統合大臣, 続いて 2005 年 6 月 2 日雇用社会的統合住宅大臣に就任する。20 の具体的措置を盛り込んだ雇用・住宅・

社会イノベーション学部

機会の平等に関する「社会的統合」に関するプラン le plan de cohésion sociale を 2004 年 3 月に公表した。特に、若年層の雇用政策に力を注ぎ、80 万人の若年層の就労へのアクセスに関する、雇用支援室・職業訓練プラットフォームの設置、研修等の具体的措置を講じている。

- 2) フランスの社会的ミニマム Minima Sociaux には、8 つの給付がある。参入最低所得 RMI のほか、特別連帯手当 ASS、単親手当 API、参入手当 AI、障害者手当 AHH、老齢補足手当 ASV、障害者補足手当 ASI、寡婦手当 AV がある。社会的ミニマムの給付の 3 割以上を RMI が占めている。2003 年 12 月 31 日現在、社会的ミニマム Minima Sociaux の受給者総数は 331 万 4,193 人である。
- 3) 全国家族手当金庫 CNAF: Caisse Nationale d'Allocation Familiale の年報 "Prestations légales Aides au logement Revenu minimum d'insertion au 30 juin 2004" により明らかにしている。
- 4) フランスの公式な失業者数については、国立統計院 INSEE の公表する数字と全国商工業雇用協会 UNEDIC の公表する数字の 2 つがある。ここでは、失業補償受給、非受給等の内訳の数字を要したため、後者の UNAEDIC の数字を採用している。失業者数の国際比較など一般的には、国立統計院 INSEE の数字が採用されている。
- 5) 法人所得課税の日仏比較をすると、日本は法人税、法人住民税、法人事業税の税率を合計した実効税率は 40.87% である。国税の法人税の部分は 27.37%、地方税の法人住民税、法人事業税の部分は 13.50% である。これに対してフランスでは、国税の法人税のみで 36.67% である。フランスの実効税率は、付加税（法人税額の 10%）を含めている。フランスでは、法人所得課税とともに、地方税である職業税が課される。

インタビューに協力いただいた、フランスの全国家族手当金庫 CNAF：研究部長の Philippe STECK 氏、労働連帯省の RMI 担当課長の Patrick PETOUR 氏、全国商工業雇用連合 UNEDIC の Joelle GIRAULT 女史には、ここに記して、感謝の意を表したい。